

岩手大学学生寮への入居にあたって

岩手大学学務部学生支援課

この度は、岩手大学へのご入学おめでとうございます。
学生寮への入居について、以下の通りお知らせいたします。

▼ 送付書類 ※不足がありましたら、至急ご連絡願います。

- ① 入居許可通知書
- ② 岩手大学学生寮の入居にあたって（本状）
- ③ 入居届（必要事項を記入の上、**入居時に各寮管理人に提出**）
- ④ 岩手大学学生寮生活の手引き（新入寮生オリエンテーション時に持参）
- ⑤ 寄宿料等の自動払込について
- ⑥ ゆうちょ銀行自動払込申込書
- ⑦ 各寮案内

▼ 入居関係スケジュール（※変更がある場合は別途連絡します。）

3月31日	自動払込手続きめきり ※別添「寄宿料等の自動払込について」参照
4月1日～4月4日	入居手続き（入居届の提出、鍵の受け取り）
4月12日	入寮オリエンテーション

<入居許可後の入居のキャンセルは認められません。>

※ 真にやむを得ない事由により、入居を辞退する場合は、3月26日（金）までに必ずご連絡ください。

▼ 入居手続きについて

以下の入居期間内に入居手続きを済ませてください。

入居時には、各寮で、「**入居届**」の提出と鍵の受け取りをお願いします。

※各寮の管理人等が対応いたしますので、必ず下記時間内に入居してください。

入居期間：4月1日～4月4日 [各日10:00～15:00]

なお、入居前に、寮に連絡する必要がある場合がありますので、各寮からの案内文をご確認ください。

※自啓寮・同袍寮には、同じ敷地内に保育園がありますので、通行の際はご注意願います。

▼ 新入寮生オリエンテーションについて（全員参加）

学生支援課主催の新入寮生オリエンテーションを以下の日程で行います。

今後の寮生活における重要な連絡事項等がありますので、**必ず参加してください。**

日時	場所
4月12日（木）	学生センターA棟1階 G1大講義室
自啓寮・同袍寮 13:00～13:30	
北謳寮・紅梅寮 15:00～15:30	

※ 当日は、同封の「岩手大学学生寮生活の手引き」を必ず持参してください。

※ 変更がある場合は別途お知らせします。

▼ 岩手大学学生寮生活の手引きについて

寮生活にかかる重要事項や寮の概要が記載されています。

寮生活を送る上で必要となりますので、入寮前に必ず熟読し、入寮時にも持参願います。

▼ 諸経費の引落とし方法について

ゆうちょ銀行口座からの自動払込（自動振替）となります。

別添「寄宿料等の自動払込について」をご確認の上、速やかに自動払込（自動振替）手続きをお願いいたします。

▼ 各寮の連絡先について

入居にあたり、寮に問い合わせ等がある場合は、以下へ連絡願います。

寮名	電話番号（直通）	郵便番号	住所
自啓寮	019-651-6299	〒020-0066	岩手県盛岡市上田三丁目18-15
同袍寮	019-651-5063		
北謳寮	019-661-5062	〒020-0114	岩手県盛岡市高松四丁目17-18
紅梅寮	019-661-1654		
問い合わせ対応時間 10:00～16:00			

※ 緊急時等必要な場合に、入居申請時に記載いただいた連絡先電話番号等を各寮管理人に提供することがありますので、ご了承ください。

連絡先・問い合わせ先

岩手大学学務部学生支援課奨学グループ

住所 〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18-34

TEL 019-621-6060/6749 FAX 019-621-6066

寄宿料等の自動払込について

毎月の寮費（寄宿料、共益費、光熱水料等）は、ゆうちょ銀行口座からの自動払込（自動振替）にてお支払いいただきます。

この文書を確認後、速やかに自動払込（自動振替）手続きを行ってください。

▼ 寮費の内訳

- ① 寄宿料 14,000円
- ② 共益費 自啓寮500円、同袍・北謳・紅梅寮1,000円
- ③ 光熱水料 前月に使用した電気・水道・ガス料金
- ④ 自動払込手数料 10円

※上記に加え、寮自治会が寮運営費等を集金することがあります。（寮により金額や集金方法が異なります。）

▼ 引落日と再引落日

引落日	毎月25日（土・日・祝日の場合は翌営業日）
再引落※	翌月10日（土・日・祝日の場合は翌営業日）

※再引落・・・引落日に引落不能の場合、上記期日に再度引き落としを行います。

▼ 自動払込の手続方法について

- ① ゆうちょ銀行の口座（保護者等の名義でも可）をご準備ください。
既にお持ちの場合は、新規に開設する必要はありません。
- ② 別紙様式「自動払込利用申込書」に必要事項を記入・捺印の上、郵便局へ提出願います。（全国、どの郵便局でも提出可）
- ③ 登録した口座名義と番号を控えておき、入居届に記入してください。

郵便局への提出締切 令和3年3月31日（水） 【厳守】

※必ず上記期日までに手続きしてください。

○初回の口座引き落としは4月26日（月）です。登録口座から、以下の金額が引き落としになります。

寄宿料（4月分）	共益費（4月分）
14,000円	自啓寮 500円 同袍・北謳・紅梅寮 1,000円

※5月以降は、当月の寄宿料と共益費、前月の光熱水料が引き落としになります。引き落としに先立ち、各入居者宛に請求明細書を発行しますので、ご確認ください。

寮費を3ヶ月滞納した場合は、入居の許可が取り消されます。
毎月、残高不足にならないように、確認をお願いいたします。

令和3年度 岩手大学学生寮生活の手引き ～ 学生寮への入居にあたって ～

学生寮での生活上の心得

学生寮は、学生の皆さんに生活と勉学の場を提供し、修学を容易にするとともに、集団生活により自主性と社会性を育むことを目的として設置されています。アパート等とは異なることを理解の上、生活してください。

留意事項

- (1) 寮運営（各種当番・行事への参加等）に積極的に協力してください。
- (2) 備品・設備は、分解したり、汚損したりせずに大切に使用すること。
故意や誤使用等により破損させた場合は、弁償していただきます。
- (3) 廊下等の共用部分には、私物は絶対に置かないこと。
緊急避難時の障害となります。
- (4) **あらかじめ許可された者以外の寮内への立ち入りはできません。**
紅梅寮は男子禁制です。（保護者や業者のみ放送で周知の上立入可。）
- (5) **入居者以外の者を宿泊させることはできません。**
- (6) 浴室・コインシャワー、洗濯機・乾燥機等の施設・設備は、**入居者以外の者が使用することはできません。**
- (7) 寮内では、静粛時間外であっても、**大声（歌声）や楽器演奏等による騒音、乱暴な行為等、他人に迷惑を掛けることは行わないこと。**
静粛時間には、廊下や居室内での会話・通話音量にも気を付けること。
- (8) 非常口からの出入りは、非常時以外行わないこと。
- (9) **自動車での乗り入れはできません。【自動車駐車禁止】**
- (10) 防犯のため、不在時は必ず居室に施錠すること。

<寮に関する問い合わせ先>

学生支援課（学生センターA棟⑧番窓口 TEL：019-621-6060／6749）

学生寮生活案内

1 管理運営

学生寮の管理運営等は、学生支援課（学生センターA棟⑧番窓口）が行います。
また、各寮に管理人がおり、入居者の生活をサポートしています。

管理人対応時間：月～土曜日 9：00～17：00（日・祝日、年末年始等を除く。）

2 連絡・情報提供

(1) **大学からの日常の連絡は、1階の掲示板に掲示します。毎日一度は確認すること。**

(2) 長期休業等で、寮を長期間離れる場合には、事前に管理人に申し出ること。

(3) 次の場合は、学生支援課（TEL019-621-6060）に速やかに連絡すること。

※夜間・休日には、正門警備員室（TEL019-621-6110）に連絡すること。

- ・災害、盗難その他の異変があったとき、又は異変が予知されるとき。
- ・寮内に感染症疾患が発生又は発生の恐れがあるとき。
- ・その他、緊急に連絡を必要とするとき。

3 郵便物等

(1) 郵便物は、管理事務室に一括して配達されます。

配達された郵便物は、原則として管理人が各メールボックスに投函しますが、管理人が不在の場合は、寮生の責任で振分・投函すること。なお、その際は誤配に十分注意すること。

(2) **書留及び宅配便等は、集配業者から寮生が直接受け取ること。**（各自で時間指定等を行うこと。）

(3) **差出人には、宛先住所欄に「〇〇寮〇〇〇号室」まで記入するよう依頼しておくこと。**

※寮名や室名の記載がない郵便物等は配達されません。

4 防災上の注意

(1) 寮内は、全面禁煙です。（岩手大学敷地内は全面禁煙。）

(2) **消防法上、廊下と階段には一切私物を置くことができません。**

(3) **石油ストーブ等の直火式暖房機、ガスコンロ等の使用は禁止です。**

(4) 年に1～2回、寮で防災訓練・防火訓練を行うので、必ず参加すること。

(5) 火災報知器・消火器・屋内消火栓の取扱い方法や避難経路は、入居時に各自で確認しておくこと。

(6) 居室内のインターホンは、ガス漏れ警報装置・警報器を兼ねています。

(7) 緊急時には、寮内の放送設備で連絡、指示をします。迅速・的確に対処し、火災等を発見した場合には、速やかに消防署へ通報し、緊急連絡網に従って関係部署へ通報すること。

5 衛生管理

(1) ごみの処理

① 居室のごみは、各地区の「ごみの分け方・出し方」に基づき、指定の日時・場所に搬出

すること。

- ② 共用施設等のごみは、入居者間の責任で処理すること。また、共用部分にごみを放置しないこと。
- ③ 回収日を守っていないごみや分別されていないごみは、回収されません。回収されずに残ったごみの処分費用は、排出者負担となります。

(2) 整理整頓

- ① 居室の清掃は各自で行い、常に清潔な状態を保つこと。年数回、管理人による居室点検を行います。
- ② 共用施設は、入居者が協力して整理整頓に努めること。特にシャワー室、ランドリー室や共用トイレは清潔に使用すること。

(3) 居室内での衛生管理

- ① 残飯等をそのまま排水口に流したり、トイレに流したりしないこと。
- ② 洗面台に髪の毛等を流すと排水管が詰まるので、注意すること。
- ③ 居室の排水管等の詰まりに伴う工事費は、個人負担となります。

6 共用施設・設備使用上の心得

浴室・コインシャワー、洗濯機・乾燥機等の施設・設備は、入居者以外の者が使用することはできません。

(1) 駐輪場（車両の取扱い）

自動車の乗入・駐車禁止

- ① **自動車での乗り入れは禁止**です。許可なく自動車を駐車した場合は、入居の許可を取り消します。
ただし、引っ越し等の荷物の搬出入に伴う一時駐車はこの限りではありません。
- ② 自転車は、所定の場所に駐輪すること。また、盗難防止のため、**必ず施錠**すること。
- ③ バイク（原付含む）は、駐輪場の外に駐車すること。その際通行の妨げにならないよう注意すること。

(2) 玄関（入退館）

入館する際には、カードキーが必要です。紛失・破損した場合は、**すぐに管理人に報告**すること。紛失等による再発行費用（1,800円）は自己負担となります。

(3) 談話室、多目的室、集会室

各寮に、談話室（和室）、ラウンジ、多目的室や集会室等があります。交流の場等として利用してください。

(4) 浴室、シャワー室

- ① 浴室は、各寮で決められた曜日・時間に利用可能です。
- ② シャワー室は、毎日24時間利用可能で、使用料は1回100円です。
- ③ 浴室及びシャワー室では、髪の毛等は流さないこと。配水管が詰まる恐れがあります。
また、ヘアカラーは汚れの原因となるので**使用しない**こと。

(5) ランドリー室、物干し

- ① 洗濯機・乾燥機はコイン式で、使用料は洗濯機、乾燥機それぞれ1回100円です。
24時間使用可能ですが、早朝や深夜等、他人の迷惑となる時間帯は避けること。
- ② **ランドリー室内や洗濯機の中に洗濯物を放置しない**こと。放置されている洗濯物は処分

します。

- ③ 各寮に物干し場（屋外）があります。スペースが限られているので、干し終わったら速やかに片付けること。

（6）その他

- ① 各階に倉庫があります。共用物品等のみ収納し、**私物は保管しないこと。**
- ② 管理人室に公衆電話があります。管理人不在時に寮へ電話が入った場合には、当番等により、各寮生が責任を持って対応すること。
- ③ 壁面等への落書き・ポスター貼付（テープ貼付・鋏止め）等を行わないこと。

7 居室使用上の心得

入居時に、「居室物品一覧表」（居室備え付け）を参考にして、ベッド、机、その他の備え付け物品を各自確認すること。

また、一覧表の物品は、**勝手に分解・工作したり、居室外に持ち出したりしないこと。**

（1）居室の鍵

居室の鍵は、複製したり他人に貸したりしないこと。鍵を紛失又は破損した場合は直ちに管理人まで届け出ること。 鍵の作成費は自己負担となります。

（2）テレビ

- ① 室内にあるアンテナコンセントにつなぐと地上デジタル放送を見ることができます。
- ② NHKを視聴する場合は、各自で受信契約を行ってください。

（3）インターネット

各居室に回線が引かれているので、契約（任意）をすることでインターネット接続が可能になります。個人契約ですので、希望者は、各寮にあるパンフレット等を参考に、以下の契約先に問い合わせてください。

【自啓寮・同袍寮】 株式会社サンライズ（電話 0120-336-326）

【北謳寮・紅梅寮】 岩手ケーブルテレビジョン（株）（電話 019-654-7711）

（4）居室への立ち入り

施設設備等の定期的な点検や修繕等の必要があるときは、掲示等で周知の上、職員や業者が居室に立ち入るので、協力願います。なお、火災等非常時は、入居者の同意を得ずに居室に立ち入ることがあるので、ご了承ください。

（5）その他

- ① 寝具類（布団、シーツ、毛布、枕、枕カバー等。シングルサイズ。）は入居者が準備してください。
- ② 健康管理のため、各自体温計等を準備してください。
- ③ 居室には、固定電話は設置できません。（管理事務室に公衆電話があります。）
- ④ 壁面等への落書き・ポスター貼付（鋏止め・テープ貼付）等を行わないこと。

8 諸経費

毎月25日（土日祝日の場合は翌平日）に、ゆうちょ銀行口座から引き落としを行います。引落不能とならないよう、必ず残高確認をしてください。

※3ヶ月以上滞納した場合は、入居の許可が取り消されます。ご注意ください。

寄宿料：月14,000円。月の途中で入退居する場合でも日割り計算はしません。

共益費：居室や寮内の清掃費・修繕費等に必要となる経費です。

光熱水料：居室で使用する電気、ガス、水道で使用した光熱水料は、自己負担です。

また、共用部分（共用室・共用設備等）の光熱水料を人数で按分したものが、加算されることがあります。

その他：自治活動に必要となる寮運営費等については、各寮役員に確認してください。

9 入居許可の取消し

入居者が次のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消します。

なお、入居の許可が取り消された場合に、入居者が被る損失等については、大学は一切責任を負いません。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき
- (2) 入居許可期間を超えたとき
- (3) 停学処分を受けたとき
- (4) **寄宿料又は光熱水料を3ヶ月以上滞納したとき。また、督促しても納付しないとき**
- (5) 休学又は留学を認められたとき
- (6) 疾病その他の理由で保健衛生上、共同生活に適しないと認められたとき
- (7) 入居願等の申請書類に虚偽の事実があったとき
- (8) **規則に違反し、学生宿舎の管理運営上著しく支障があると認められたとき**
- (9) **学生寮敷地内に無断で自家用車を持ち込んだとき**
- (10) 学生寮に生活の本拠としての居住実態がないと認められたとき
- (11) その他特別な事由により責任者が必要と認められたとき

10 退居について

(1) 退居期限日1ヶ月前までに通知するので、その指示に従うこと。最終退居期限日は卒業式の翌日です。

(2) 原則、中途退居（入居許可期間満了前の退居）は認めません。

真にやむを得ない事情により中途退居を希望する場合は、退居予定日の1ヶ月前までに学生支援課に相談してください。（事情を勘案の上、退居を許可することがあります。）

11 寮内での飲酒について

寮内には20歳未満者と20歳以上者が混在しています。

「20歳未満の飲酒」や「飲酒の強要」等は禁止です。 いずれも懲戒処分の対象

飲酒を強要することは、アルコールハラスメントに該当します。

20歳未満の飲酒が法律違反であること、また飲酒の強要がアルコールハラスメントにあたることを強く認識して大学生生活を送ってください。

どのような意図でその行為がなされようとも、行為を受ける側が不快に思えば、ハラスメントに該当します。

寮生活に限らず、大学生活を送っていく中で、もし、アルコールハラスメントの現場を目撃した、あるいは被害にあった場合は、ただちに学生支援課に助けを求めてください。

本学は教職員・学生を含むすべての構成員を対象に、ハラスメントの防止に強い姿勢で取り組んでいます。

自治活動について

岩手大学学生寮は自治活動を行っており、寮内の共通事項やルールは、入居者間で決定し運営しています。より良い共同生活をするためにも、基本的ルールを守り、お互いに積極的に協力してください。

この自治活動には、寮生全員に出席が義務付けられている行事等も含まれます。寮生活における重要事項を決める場でもありますので、欠席等による不利益を被らないよう注意してください。

寮生が出席を要する主な行事、組織等

寮生大会・・・各寮における生活等に関する最高議決機関。〈寮生全員が構成員です〉寮生全員に出席が義務付けられています。

役員会・・・寮自治活動に関して、具体的の方針の作成や、執行を司る機関。
寮の役員（寮長、副寮長等）は寮生の選挙等により決定します。

その他・・・新入寮生歓迎イベント、入寮・卒寮会食会、学内4寮の交流行事等

※ 「自治」はお互いを縛り、居心地を悪くするためにあるのではなく、自分たちが低廉な価格で生活していくために、必要なルールを定め運営するものです。生活上の問題を寮内で解決したり、掃除当番を上手く回したり、そういった自治寮としての努力が低廉な価格につながっています。

この案内に変更がある場合には、その都度、学生支援課から入居者にお知らせします。また、学生支援課から連絡をすることがあります。下記連絡先を各自登録してください。

〈学生寮に関する問い合わせ先〉

学生支援課（学生センターA棟⑧番窓口）

E-mail; gseikatu@iwate-u.ac.jp TEL : 019-621-6060／6749

※夜間・休日の緊急連絡先：岩手大学正門警備員室 019-621-6110

学生寮の概要

自啓寮 (男子寮)

連絡先	〒020-0066 岩手県盛岡市上田三丁目 18-15 TEL 019-651-6299
定員数	91 (うち身障者室 1)
入寮期間	修業年限まで
居室	二人部屋、約 28 m ² /室
居室設備	トイレ、ミニキッチン、ロッカー、吊り戸棚、網戸、防災カーテン・レースカーテン、収納機能付ベッド、机、椅子、冷凍冷蔵庫、IH調理器、FFストーブ、インターホン、TV端子、インターネット回線 (要契約)
共用施設・設備 (同袍寮と共用)	エントランス (インターホン、オートロック式玄関、傘立て、メールボックス、シューズロッカー)、管理事務室 (放送設備、防災監視盤、公衆電話、エアコン)、浴室、シャワー室 (コイン式)、ランドリー室 (コイン式洗濯機・乾燥機)、ラウンジ (エアコン)、談話室 (テレビ、エアコン)
諸経費	寄宿料 14,000 円/月、共益費 500 円/月、毎月の光熱水料 (5,000 円前後) ※その他、寮自治会の運営費等がかかる場合があります。

同袍寮 (男子寮)

連絡先	〒020-0066 岩手県盛岡市上田三丁目 18-15 TEL 019-651-5063
定員数	131 (うち身障者室 1)
入寮期間	2 年 ※経済的事情等により入居期間の延長を希望する者については、再審査のうえ入居期間の延長を認める場合があります。ただし、同じ寮に継続して入居できるとは限りません。
居室	個室、約 14 m ² /室
居室設備	トイレ、ミニキッチン、ロッカー、吊り戸棚、網戸、防災カーテン・レースカーテン、収納機能付ベッド、机、椅子、冷凍冷蔵庫、IH調理器、FFストーブ、インターホン、TV端子、インターネット回線 (要契約)
共用施設・設備 (自啓寮と共用)	エントランス (インターホン、オートロック式玄関、傘立て、メールボックス、シューズロッカー)、管理事務室 (放送設備、防災監視盤、公衆電話、エアコン)、浴室、シャワー室 (コイン式)、ランドリー室 (コイン式洗濯機・乾燥機)、ラウンジ (エアコン)、談話室 (テレビ、エアコン)
諸経費	寄宿料 14,000 円/月、共益費 1,000 円/月、毎月の光熱水料 (5,000 円前後) ※その他、寮自治会の運営費等がかかる場合があります。

ほくおう
北謳寮 (男子寮)

連絡先	〒020-0114 岩手県盛岡市高松四丁目 17-18 TEL 019-661-5062
定員数	89 (うち身障者室 1)
入寮期間	2年 ※経済的事情等により入居期間の延長を希望する者については、再審査のうえ入居期間の延長を認める場合があります。ただし、同じ寮に継続して入居できるとは限りません。
居室	個室、約 14 m ² /室
居室設備	トイレ、ミニキッチン、洗面台、ロッカー、吊り戸棚、網戸、防災カーテン・レースカーテン、収納機能付ベッド、机、椅子、冷凍冷蔵庫、IH調理器、FFストーブ、インターホン、TV端子、インターネット回線 (要契約)
共用施設・設備	エントランス (インターホン、オートロック式玄関、傘立て、メールボックス、シューズロッカー)、管理事務室 (放送設備、防災監視盤、公衆電話、エアコン)、浴室、シャワー室 (コイン式)、ランドリー室 (コイン式洗濯機・乾燥機)、談話室 (テレビ)、多目的室 (ピアノ、テレビ、エアコン)、集会室 (テレビ、エアコン)
諸経費	寄宿料 14,000 円/月、共益費 1,000 円/月、毎月の光熱水料 (5,000 円前後) ※その他、寮自治会の運営費等がかかる場合があります。

こうばい
紅梅寮 (女子寮)

連絡先	〒020-0114 岩手県盛岡市高松四丁目 17-18 TEL 019-661-1654
定員数	154 (うち身障者室 1)
入寮期間	2年 ※経済的事情等により入居期間の延長を希望する者については、再審査のうえ入居期間の延長を認める場合があります。
居室	個室、約 14 m ² /室
居室設備	トイレ、ミニキッチン、洗面台、ロッカー、吊り戸棚、網戸、防災カーテン・レースカーテン、収納機能付ベッド、机、椅子、冷凍冷蔵庫、IH調理器、FFストーブ、インターホン、TV端子、インターネット回線 (要契約)
共用施設・設備	エントランス (インターホン、オートロック式玄関、傘立て、メールボックス、シューズロッカー)、管理事務室 (放送設備、防災監視盤、公衆電話、エアコン)、浴室、シャワー室 (コイン式)、ランドリー室 (コイン式洗濯機・乾燥機)、談話室 (テレビ)、多目的室 (ピアノ、エアコン)、集会室 (エアコン)
諸経費	寄宿料 14,000 円/月、共益費 1,000 円/月、毎月の光熱水料 (5,000 円前後) ※その他、寮自治会の運営費等がかかる場合があります。

※留学生の入寮期間は、入学時期や学籍身分によって異なりますので、必ず国際課に確認してください。